

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

内閣情報部編報

# 週報

八月三十二日号

時局下の海運

歐洲大戰と食糧政策  
團體郵便年金と定期年金  
事變下の南洋  
メキシコを繞る石油問題

五錢

第一四九號

昭和十四年八月二十一日第一回水曜日發行

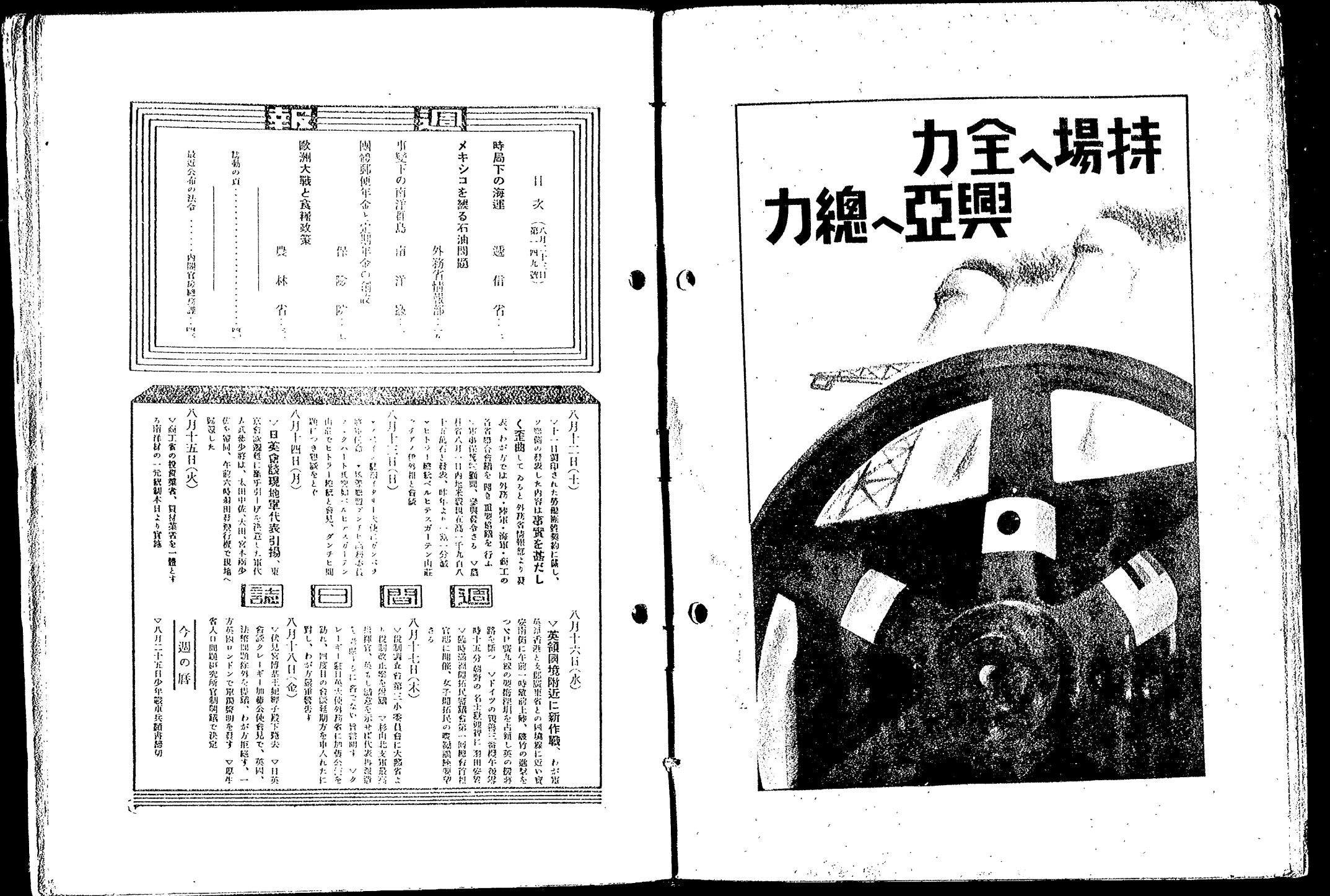
内閣印刷局印刷發行

週報

昭和十四年八月二十六日第二回水曜日發行



(判LA51格規定國はさ大の書本)



露光量違いにより重複撮影

露光量違いにより重複撮影

# 力全へ場持 力継へ亞興



アサヒ新聞社  
ASAHI SHIMBUN LTD.

## 目次

(八月二十三日)

時局下の海運 遷信 省二  
メキシコを越る石油問題

外務省情報部一五

事變下の南洋群島 南洋廳三  
圓錐郵便年金と定期年金の創設

保險院十七

歐洲大戰と食糧政策

農林省三

最近公布の法令 内閣官房機密課四三

活動の頁 四四

八月十二日(土)

八月十六日(水)

八月十七日(木)

八月十八日(金)

八月十九日(土)

八月二十日(日)

八月廿一日(月)

八月廿二日(火)

八月廿三日(水)

八月廿四日(木)

八月廿五日(金)

八月廿六日(土)

八月廿七日(日)

八月廿八日(月)

八月廿九日(火)

八月三十日(水)

八月卅一日(木)

八月廿二日(金)

八月廿三日(土)

八月廿四日(日)

八月廿五日(月)

八月廿六日(火)

八月廿七日(水)

八月廿八日(木)

八月廿九日(金)

八月卅日(土)

八月卅一日(日)

八月廿二日(月)

八月廿三日(火)

八月廿四日(水)

八月廿五日(木)

八月廿六日(金)

八月廿七日(土)

八月廿八日(日)

八月廿九日(月)

八月卅日(火)

八月卅一日(水)

八月廿二日(木)

八月廿三日(金)

八月廿四日(土)

八月廿五日(日)

八月廿六日(月)

八月廿七日(火)

八月廿八日(水)

八月廿九日(木)

八月卅日(金)

八月卅一日(土)

八月廿二日(日)

八月廿三日(月)

八月廿四日(火)

八月廿五日(水)

八月廿六日(木)

八月廿七日(金)

八月廿八日(土)

八月廿九日(日)

八月卅日(月)

八月卅一日(火)

八月廿二日(水)

八月廿三日(木)

八月廿四日(金)

八月廿五日(土)

八月廿六日(日)

八月廿七日(月)

八月廿八日(火)

八月廿九日(水)

八月卅日(木)

八月卅一日(金)

八月廿二日(土)

八月廿三日(日)

八月廿四日(月)

八月廿五日(火)

八月廿六日(水)

八月廿七日(木)

八月廿八日(金)

八月廿九日(土)

八月卅日(日)

八月卅一日(月)

八月廿二日(火)

八月廿三日(水)

八月廿四日(木)

八月廿五日(金)

八月廿六日(土)

八月廿七日(日)

八月廿八日(月)

八月廿九日(火)

八月卅日(水)

八月卅一日(木)

八月廿二日(金)

八月廿三日(土)

八月廿四日(日)

八月廿五日(月)

八月廿六日(火)

八月廿七日(水)

八月廿八日(木)

八月廿九日(金)

八月卅日(土)

八月卅一日(日)

八月廿二日(月)

八月廿三日(火)

八月廿四日(水)

八月廿五日(木)

八月廿六日(金)

八月廿七日(土)

八月廿八日(日)

八月廿九日(月)

八月卅日(火)

八月卅一日(水)

八月廿二日(木)

八月廿三日(金)

八月廿四日(土)

八月廿五日(日)

八月廿六日(月)

八月廿七日(火)

八月廿八日(水)

八月廿九日(木)

八月卅日(金)

八月卅一日(土)

八月廿二日(日)

八月廿三日(月)

八月廿四日(火)

八月廿五日(水)

八月廿六日(木)

八月廿七日(金)

八月廿八日(土)

八月廿九日(日)

八月卅日(月)

八月卅一日(火)

八月廿二日(水)

八月廿三日(木)

八月廿四日(金)

八月廿五日(土)

八月廿六日(日)

八月廿七日(月)

八月廿八日(火)

八月廿九日(水)

八月卅日(木)

八月卅一日(金)

八月廿二日(土)

八月廿三日(日)

八月廿四日(月)

八月廿五日(火)

八月廿六日(水)

八月廿七日(木)

八月廿八日(金)

八月廿九日(土)

八月卅日(日)

八月卅一日(月)

八月廿二日(火)

八月廿三日(水)

八月廿四日(木)

八月廿五日(金)

八月廿六日(土)

八月廿七日(日)

八月廿八日(月)

八月廿九日(火)

八月卅日(水)

八月卅一日(木)

八月廿二日(金)

八月廿三日(土)

八月廿四日(日)

八月廿五日(月)

八月廿六日(火)

八月廿七日(水)

八月廿八日(木)

八月廿九日(金)

八月卅日(土)

八月卅一日(日)

八月廿二日(月)

八月廿三日(火)

八月廿四日(水)

八月廿五日(木)

# 時局下の海運

遞信省

「今や勝敗は一にも船、二にも船、三にも船」  
これはかの歐洲大戦の最中、英國の海運が海戦の極に達し、その艱難の急に迫られたとき、英首相ロード・ジョージが議會で演説した有名な言葉であるが、當時英國が如何に船舶の必要に迫られたか、戰争に海運の重要性を物語る至言であらう。

勿論、いまわが國の海運界がこれと同様の事情にある。

## 一 時局下に於ける海運の使命

日本は今、興亞の大業完成のために國家の總力を擧

るといふ意味ではないが、以て他山の石として、時局下に我が國の海運問題について認識を新たにする必要がある。そのためにおくるる一文の内容は次の通りである。

一、時局下に於ける海運の使命  
二、海運對策の概要  
三、積極的助長方策の實施  
四、東亜海運株式會社の設立

次に外貨獲得と海運について考へてみよう。

そもそも、海運の機能はどこにあるか、それは大體三つに分けて考へることができると思ふ。第一は貿易援助機関、即ち輸送手段としての海運、第二は運賃收入による外貨獲得手段としての海運、第三は國防上の要請としての海運である。これらの機能は平時に於ても、一國經濟の伸張力として、國家經濟上極めて重要な使命を有することとはこゝに改めて説くまでもないが、戰時にあつてはその役割はいよいよ重く且つ大きいのである。

およそ近代戦は物資戦といはれる位で、物資の移動がはげしく、從つて海上輸送力の確保は戦勝目的のための絶対要件である。しかもそれは軍需品だけのためではなく、實に統後國民生活安定のためにも必要なのである。殊にわが國のやうに資源が乏しく、鐵石油等大部分を海外に仰がねばならない國では、その必要は更に大で、船舶量の増大、海運の確保といふことは、また一面、目下實行しつゝある物動計畫、生産力擴充計畫を完全に遂行するためにも重要な問題である。

古くから貿易は國旗に従ふ」といふ言葉がある。貿易の躍進には自國商船隊にまつのが得策であるが、わが海運界のやうに、對外貿易の約七割以上を日本船で輸送してゐる現状では、海運は貿易に依存してゐるだけではなく、充分である。海運は獨自の立場から、例へば東洋から歐洲へ送る數物の輸送に當るといふやうに、外國港間貿易、國際貿易への出稼ぎ獲得に努力する必要がある。

そしてこの海運運賃はいはゆる「無形の輸出」、即ち貿易外收入として、わが國の國際收支に貢献してゐるわけである。わが國としては望ましいことであり、殊に戰時で、その金額が平時に於ても一年に約三億圓、輸入超過であるわが國としては望ましいことであり、殊に戰時輸入資材が増加するときには、この購入代價の充足、金準備の充實のため、この外貨獲得は戰時財政上の緊急な要求であり、この意味からも海運の振興に迫られるのである。

第三の海運の國防上の機能については、多言を要しないであらう。船舶が軍隊と軍需品の輸送に重大使命を擔ふ

ばかりでなく、船舶そのものが軍務に従事することもあり、船舶量は國防兵力の一要素として極めて大きな働きもすることができるのである。

★

かく戦時下に於ける海運の重要性は極めて高いものである。試みに歐洲大戰に於ける歴史をひもといてみよう。

戰爭の進展に伴ひ、各交戦國は船腹の不足に悩みぬいて、海運の重要性をしみじみと痛感したのだつた。軍隊、軍需品の輸送は日ましに増加する。一方國內への原料品や食糧品はどしどし必要になつてくるのに、船舶はだんだん損傷し、缺乏する。英國など、ドイツの商船襲撃にあつて、海上輸送を根本から脅かされた。

現在のわが國の實情は、交戦大陸とを結ぶ西太平洋の制海權は全くわが海軍の制壓の下にあり、大いに力強い次第であるが、今度の戰争が大陸で行はれてゐる點と、更に新東亞の建設が、大陸を舞臺として行はれ遂行され

要緊急なるものがあるのである。

## 二 海運對策の概要

いま述べたやうに、時局下の海運はきはめて重要な使命を擔當し、その運営の如何は、直ちにわが國戰時經濟活動の全般に影響するところ甚大である。従つてわが海運をしてよく時局に對應し、その國家的使命の完遂に遺憾なきを期せしめるためには、總力をあげて戰争目的に動員するやう、國家で適正な指導監督を加へる必要があることはいふまでもない。

以下時局下に於ける海運體制整備方策の主なるものにつきだいたいを述べることとしよう。

### I 臨時船舶管理法の制定

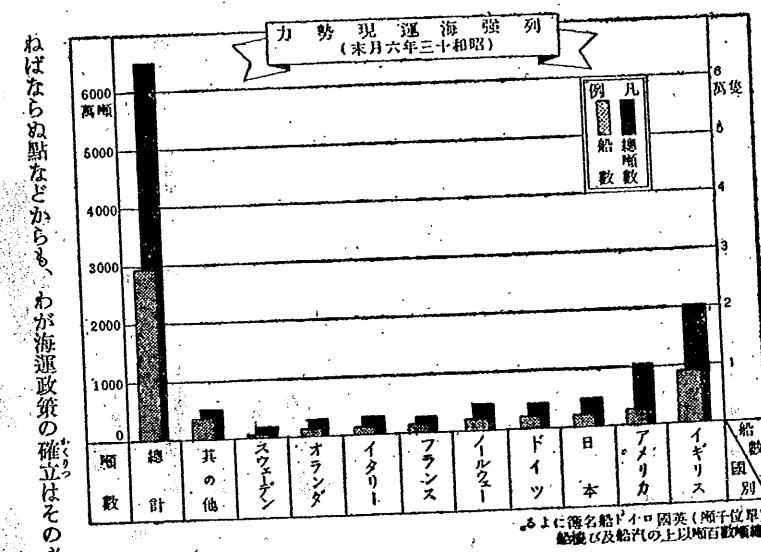
わが海運は明治維新以來、躍進的發展を遂げ、多數の先進海運國を凌駕して今や英米とともに、世界三大海運國たるの地位を確保してゐる。ことに先年來實施された政府の種々なる海運助長方策は、ますます業界に積極的經

營の機運を高め諸外國に少からざる脅威をあたへてゐるのである。

かやうな狀況の下に今次事變に際會し、多量の優秀なる船腹を迅速に軍事目的に提供して、作戦行動に支障なからしめるとともに、他面、一般物資輸送の圓滑を圖つて産業の維持伸展、國民生活の安定に多大の貢献をなしてきたのであつた。過ぐる日清、日露の兩役に、軍事上必要とする船腹にさへ事缺く状態で、多量の外國船腹を購入し、幸うじて所要を辨じた事實を想起すれば、わが海運の躍進のまことに顯著なことを認めざるを得ないものである。

しかしながら、およそ戰時事變に通有する激的な船腹の需要増に對應しうるやうな海運力を、平時から常備することは殆んど不可能といつても過言ではない。即ち、

戰時下に於ては海上の交通運輸の系統並びにその輸送量の急激な増大は、勢ひ配船の偏在、船腹需給の不圓滑を惹起させ、運賃・傭船料の昂騰を招いて海運界に混亂を起させる惧れがないではない。



そこで政府はさきに第七十二常議會で「臨時船舶管理法」を制定し、わが海運界をして時局下に於て重要物資の輸送、物價の調整、對外航權の維持など國家の希望する方向に遺憾なくその使命を遂行せしめようとする體制を整備したのであつた。

いふまでもなく、海上輸送運賃は物價構成の重要な要素をなすものであつて、時局下の低物價政策に對應するためには極端な營利主義、個人主義に基づく運賃、船料の急騰を抑制せねばならないことは論をまたない。「臨時船舶管理法」はかやうな政府の意向を明らかにしたのであるが、元來、海運のやうな複雑多岐な産業の統制は甚だ困難なものであつて、もし政府の指導の下に完全な自主的統制が行はれるならば、これは出来るだけ實情に即し、企業の生活力と發展力を阻害することなく所期の目的を收めることが出来て、極めて有效適切な方策であることに違ひない。

ところが事變がいよいよ新東亜建設の段階へと進んだので、近海に於ける鐵石、石炭など時局關係物資の荷動きの急増に伴つて、必需物資は何をおいても優先的にその輸送の確保を期し、物資動員計畫及び生産力擴充計畫、その他諸般の國策遂行上必要な船腹の需給調整を企圖することが必要となり、從來の價格中心主義の統制を以てしてはもはや充分な效果を期待することが困難になつた。即ち戰時經濟國策の遂行、つまり物資動員並びに生産力擴充の兩計畫を遂行するための重要な物資は、その所要量を所要期間内に指定の場所に輸送することを絶対的に必要とされるのであつて、その物資の品目・數量・期日を決定し、これに對應してその輸送を圓滑ならしめるため船舶の計畫的配給の確立を圖らねばならぬ重大轉換期に臨むに至つたのである。

こゝに海運統制は新たな段階、即ち價格統制から配給統制にまで一步を進め、價格、配給両面の統制によつて戰時下海運の重要な使命を完うせねばならぬ時機に立ち

かうした指導精神はよく民間業者に反映し、事變勃發と同時に、わが國主要海運業者間に「海運自治聯盟」といふ自治統制團體が結成され、わが國を中心とする主要運賃及び船料について、規律ある自治統制が行はれたのであつたが、この自治團體が漸次加盟者を擴大し、昨年四月には殆んど全日本の有力海運業者を含む「海運自治統制委員會」にまで發展した。

爾來、同委員會は政府の指導の下に各種運賃並びに船料について標準料率を決定發表するとともに、その嚴重な勦行につけ、また數回標準率を引下げて、低物價政策遂行の上に少からず寄與したことには何人も認めなければゆかぬだらう。

ところがこの海運自治統制委員會が今日まで執つてきた統制の目標は、専ら運賃並びに船料の上におかれたりむけ、外國間航路に於ける積極的な活動と相まって、外貨運賃の獲得に努力することが、いよいよ緊切な必要性を伴つてわが海運界に要請されることとなつたのである。

かくて今やわが海運界の統制方針は客觀的事情の變化によつて、強力な統制機構を要望するに至り、近く從來の自治を揚棄して官民協力體制への移行を見んとするに至つてゐる。

### 三 船舶確保方策

さて事變下に於ける本邦船舶の現勢を見るに、總噸數百噸以上の船舶は、事變勃發直前の昭和十二年六月末現在に於て一、九六三隻、總噸數四、三八一、八八四噸であったものが、一年後に於ては五百萬噸を突破し、更に本年六月末に至つては實に隻數に於て一二三五隻、噸數に於て五、五五五、八〇一噸といふ数字を示したのである。

即ち、事變勃發以來二ヶ年間に約四百隻、百二十萬噸の

船腹を増大せしめたのである。

内地汽船額數別一覽表  
(登録のもの)

が、これが長期戦下の現状に於て遂行された點に於て、更に一層大いなる意義が見出されねばならない。しかもなほ本邦船腹の擴充政策に呼應して、船主は定期船と不定期船とを問はず、いづれも旺盛な造船熱を示した。

このことはいふまでもなく、時局の進展はいよいよ東  
亞新秩序建設の段階に入り、日滿支相互間、乃至はこのブ  
ロックと諸外國を結ぶ航路に於て、中心的勢力となるも  
のは、本邦海運でなければならないとする確信から出た  
ものであつて、政府に於てもこの機運を促進せしむべく

### 三 積極的助長方策の實施

源なる海員の優秀化と需給の圓滑を圖ることが必要なことはいふ迄もないことで、これがため、高級船員の臨時養成、小型船職員の養成等に關し、應急措置を講ずると共に船員職業機關を擴充して積極的に船員の募集を行はしめ、その遺憾なきを期してゐる次第である。

何弘農圖之與同時

船舶建造融資補給及損失補償法

#### 四 船員の需給對策

萬全の方策を考慮しつゝある次第である。  
しかしながらたゞ茲に遺憾なのは造船に當つては何分  
にも膨大な資材を必要とする關係上、これを充分圓滑に  
調達し難いことであつて、注文船は何れも多少の遲延を  
餘儀なくされつゝある状況であるが、これがためには  
「船舶用品需給調査協議會」が設置され、關係各方面協力  
のもとに資材の圓滑な供給方に關し遺憾なき方策を講  
じつゝある。かつ又動もすれば昂騰せんとする船價の低  
減を圖るため、材料の共同注文、材料の種類、規格の單  
純化等を行はしめ、以て材料の廉價供給方の實現を圖る  
と共に一方、標準型船の選定を行はしめ設計の簡易化、  
工事期間の短縮、材料競製品の共通化等を行つてゐるの  
である。

要に伴はない懐みがあつた。

本法律はわが海運界が多年要望してきた海事金融制度を確立し、低利且つ潤滑なる資金を供給して船舶建造を計畫的に實行せしめるとともに、併せて船價の低減を期し、本邦海運伸展の根基を確立せんとする趣旨に出たものであつて、今後十ヶ年間、船舶建造資金の融通をなす金融機關に對し、帝國議會の協賛を経た範圍内で補給金を支給し、且つ金融機關が融通によつて受けた損失の百分の七十を補償する契約をなしうる權限を政府に付與したもので、今後十ヶ年間、毎年海運界の實情に適應した資金の供給をなし、業者をして計畫的な船舶建造を行はしめんとするに至つたものである。

卷之三

わが國造船事業は、業者多年の苦心經營と政府の直接または間接の保護助成施設とによつて、著るしい進歩發達をとげ、今日では相當の造船能力と技術とを有し、世界有數の造船國たる地位を占めるに至つた。しかし乍ら、

くてはならぬ、また造船技術の發達の見地からしても、到底現状の儘に放置することを許さぬものといはねばならぬ。

第二に、わが國の造船事業は綜合工業としての造船能力に調整を缺き、殊に關係附屬工業の製造能力は不足してゐる。

第三に、わが國の造船技術は海外主要造船國の平均水

準には達しえたものと見ることができが、獨創性に乏しいことは大なる缺點であり、毎年外國に多額の特許權使用料を支拂つてゐる實情である。

當不廉であることは、最近の造船用諸材料の價格の昂騰、その他種々の事情がその原因をなしてゐるのであるが、速かに新造船價の低減を圖り、今後の船腹擴充に備へることは最も急務を要する所である。

なほこのやうな幾多の缺點の存することを否み難い。事

國 日 イ ド ア オ ス デ ノ フ ィ ベ 其

第一に、造船事業と沿岸貿易の癡情の發展は、衰が極めて激しく、事業經營の基礎が甚だしく不安定なことであるが、この缺點は、造船能力が一朝有事の際に於ける國防上の要求に對應しうる彈力性あるものでない。

國商船隊の整備擴充が焦眉の急務とされるとき、わ  
造船事業に於ける如上の缺陷を根本的に補正する  
は、刻下喫緊の要事といはなければならぬ。

第二に、土地の収用及び使用並びに資金調達上の  
を與へて、將來の生産力擴充に支障なからしめた。  
第三に、造船事業の現状に即應し、造船技術の向  
優秀經濟船の廉價製造の途を確立するため、試作  
金の交付、國產品使用の獎勵、推進性能試験の勵行  
は規格の統一に關する規定を設けた。  
第四に、事業經營の基礎を強固にするため、造船  
に屬する設備の強制償却に關する規定を設けると  
に、他面、不況時に於ける事業の維持救濟を圖るた

從來の沿革並びに現況から事業全般について充分の検討

	雙 數	噸 數	雙 數	噸 數
總 數	昭和12年 1,101	昭和2年 802	昭和12年 2,690,550	昭和2年 2,285,070
日本(内地)	160	10	451,121	42,850
イギリス	247	400	934,702	1,256,128
ドイツ	174	105	485,608	259,622
アメリカ合衆國	128	60	280,445	179,216
オランダ	112	68	183,500	119,700
スエーデン	88	18	161,008	67,361
デンマーク	26	20	181,411	72,038
ノルウェー	88	12	41,908	5,868
フランス	9	22	26,544	44,885
イタリア	6	25	21,918	101,076
ベルギー	17	8	17,071	4,693
其他諸國	31	89	46,252	108,701

10

に關する仲立業者、即ち所謂ブローカーをも包含するので

造助成金を交付することとした。

第五には、造船事業者の自治的協力により事業の改良發達を圖るため、造船組合に関する規定を設けた。

#### 海運組合法

海運のやうな複雑な産業の統制は甚だ困難な問題であつて、これがためには強力で規律ある團體が必要なのであるが、今日わが海運界には、このやうな統制力ある團體は見られず、既存の團體はその性質と構成からいって、場合によつては少數のアウトサイダーによつて統制を<sup>なす</sup>されることもあり、その内部的統制力にまた遺憾の點が少くない状況である。従つて、今後戦局の推移、經濟政策の動向等に應じ、さらに斯業統制の完結を期するためには、このやうな強力な團體の結成こそ、まことに喫緊の要務であるといはねばならない。

本法の要旨について簡単に説明すれば、本法により海運組合を組織することをうる者は、一般の運航業者並びに船舶の貸渡を業とする船舶所有者ばかりでなく、海運

のやうな組合員間に於ける事業の統制をその主たる眼目とすることは勿論であるが、單にこれのみに止まらず、例へば燃料、船用品等の共同購入、或ひは又共同造船計畫等のやうな組合員の事業のためにする共同施設、その他組合の目的を達するに必要な種々の施設を行ふことをうるのである。

組合の設立は原則として任意設立とするが、海運業の統制を圖るため、特に必要ありと認めるときは政府が組合の強制設立を命じること、組合の統制が少數のアウトサイダーの存在によって<sup>なす</sup>される場合には、これを強制的に組合に加入せしめうること、或ひは又組合の統制に從ふべきことを組合員ばかりでなく、組合員外の者に對しても政府が命じうること等の規定を設け、組合の行ふ

#### 自治統制の效果を國家權力によつてバックするといふ方針を探つたのである。

そして一方、組合に對してはその設立、定款の變更、統制規程の制定及び變更並びに解散等を政府の認可事項とした外、相當の廣範圍にわたり監督に必要な命令、または處分をなしうることとしてその指導と監督上萬遺憾なきを期してゐるのである。

★

以上の三法律は、表面的にこれをみれば、それ／＼別個の形式をとり、大した關聯はないやうだが、實質に於てはその間に緊密なる有機的關聯を有するものであり、東亞的新事態に即應してわが海運の整備擴充を圖るべき三つの基礎法を確立したものといふことができよう。そして又、これらの諸方策は、固より從來實施して來た諸般の施設と相まって始めてわが國海運の飛躍的發展を實現しうるものといふべく、且つこれらを統合するところに眞の海運國策の意義が存在するのである。

#### 四 東亞海運株式會社の設立

今次事變によりわが海運に課せられたもう一つの重要な使命として、東亞海運の建設といふ大業がある。いふまでもなく東亞新秩序の建設は日滿支三國が五助連環、共存共榮の緊密な關係を構成することを基本要件とし東亞に於ける經濟結合を實現しなければならぬ。そこには、有無相通の完全な協力提携が行はれなければならないが、支那海運の現狀がたうてい支那自身の經濟再建設を擔當し得ない以上、その任務の遂行は當然わが海運で實行すべき責務である。即ち今日以後の日本海運は、單に日本だけの海運ではない。いはゆる東亞の新秩序建設の責務を雙肩に負ふ東亞brookの海運でなければならぬ。

すでに述べたやうにわが海運は急激な發展とともに、國際海運界の檣舞臺に登場したため、だん／＼と遠洋本位となり、諸種の政策も勢ひ遠洋を基調とするやうになつた。ことに世界大戰以來、わが海運が世界の七洋に

あまねく航路網を擴充するやうになると、海運といへば對外航權に活躍する商船のみを對象とするかのやうな印象を一般にあたへるに至つたのである。然るにわが國と一

衣帶水の間にある支那海の海運は、必ずしもわが航權の征制するところとならず、徒らに諸外國海運の跳梁するに委せられてあつたことは、國際上産業上極めて遺憾なるに委せられてあつたことは、國際上産業上極めて遺憾なることであつた。

ところが今次事變を契機として漸く東亞海運の重要性が再認識され、東亞新體制を基調とする本邦海運の再編成が行はれてゐることは時宜に適した措置といふべきである。

去る八月五日わが國に於ける海運業者が、從來個々に相對抗して經營しつゝあつた對支關係航路を打つて一丸とした「東亞海運株式會社」を設立するに至つたことは、右の要望に應ずるとともに日支間に於ける政治、經濟、文化の各方面にわたる互助連環の關係を、一層緊密ならしめる基礎工作の建設として極めて注目すべきものである。同會社は資本金七千三百萬圓、所有船腹は約二十萬

順に及び經營航路は支那及び日支間を中心とするものであるが、固よりこれを以て東亞海運の整備上充分な態勢であるとはいひ難いのである。

しかし本邦海運の綜合力を背景とする本會社の出現は、必ずやその企劃的運營によつて支那を中心とする本邦航權確立の基本的勢力となりることは疑ひない。日本海運會社とともに東亞に於ける本邦航權整備の輝かしい擔當者である。

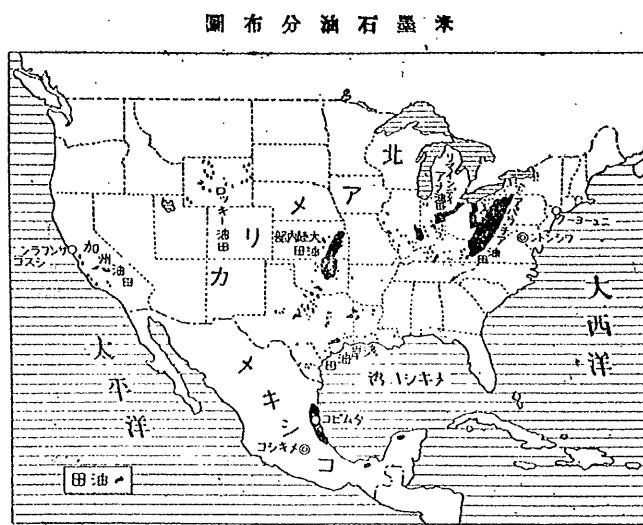
## メキシコを繞る石油問題

外務省情報部

五%を占める英米系十七石油會社の財產收用を宣言し、翌

十九日午後から之を實施したに端を發するものであるが、爾來メキシコと英米との間に繁爭問題となつて未だに解決するに至らず、僅かに希望を持たれてゐたメキシコ政府と米國石油當業者との交渉もついに決裂し、八月十一日、駐米メキシコ大使は「米國石油業者がこのやうに頑迷では、メキシコ政府としては此の上米國側の提案を考慮する義務を負はない」と聲明した有様であつて、同問題は今後更に米墨間に新たなる基礎の上に交渉をしなければならない事態に立至つてゐる。この機會に米墨間に問題となつてゐる石油抗争はいかなるものであるかについて概説しよう。

石油は現代のやうな機械文明時代には、平時、戰時を通じて必要不可缺の資源であつて、「油の一滴は血の一滴」と稱せられるのも決して過言ではない。従つて各國とも石油資源の確保又は獲得のために血眼になつてをり、その結果石油資源奪取戦が、各國經濟戦の一大中心問題となつてゐるのである。この形勢の中にあつて現在特に問題となつてゐるのがメキシコの外國石油利權公用徵收をめぐる英米との紛争である。この問題は昨年三月十八日、メキシコ大統領カルデナス氏がラヂオを通じて突然メキシコ石油業の九



主義一般に對抗するための社會主義といふより、外國資本

卷之三

の確立を圖る——といふ意味を含んでゐるのであつて、過去及び現在に於て英米の經濟的植民地として存在して來たメキシコ獨特の事情から反資本家圖争は即ち排外圖争となるといふ結果を齎すのである。

三

會社の財産收用を發表したかといへば、之は大規模な石油ストライキ中の出來事であつた。即ち昭和十二年三月アギラ（ロイヤル・ダッチ石油會社のメキシコ名）及びウワステカ（スタンダード石油のメキシコ名）及びシンクレア各石油會社所屬勞働者一萬八千人は勞働條件改善を要求して五月二十八日を期してストライキに入るべき旨を會社側に通告した。之に對しては政府が干渉したため勞働組合側は六月九日罷業を打切つて待遇改善の點を聯邦勞働調停委員會

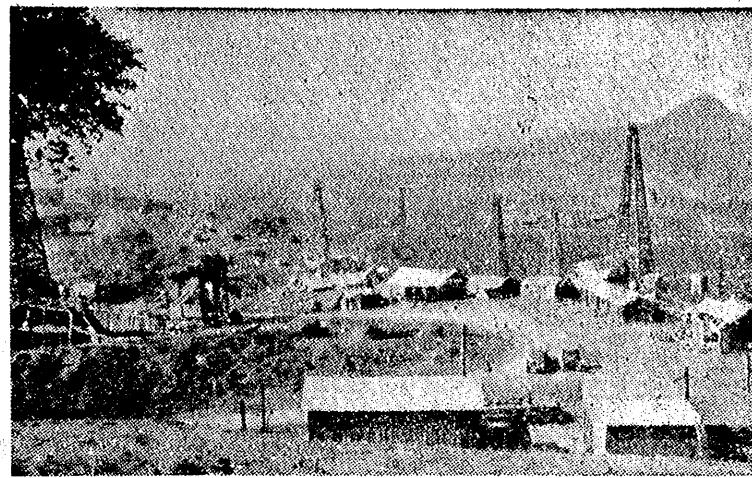
メキシコは世界主要産油國の一つである。その一九三六年度實產額は五千九百萬噸(メートル噸)で米、ソ聯邦、ヴェネズエラ、イラン、ルーマニア、蘭領印度に次いで世界第七位にある(ワールド、ペトロリューム誌による)。またその石油輸出額は一九三六年度三百五十萬噸(メートル噸、推定)で、ヴェネズエラ、米、ルーマニア、イラン、蘭領印度、イランに次いで同じく第七位にある。併しながらメキシコの政情及び英、米との經濟關係からして同國をめぐる石油問題には獨特の複雜な事情が附隨してゐるのである。

即ちメキシコは礦業資源の豊富を以て知られてゐるが、國內三千餘に達する礦業關係財產(價格十億弗以上)の九〇%以上が英佛荷西獨等の投資家によつて占められて居り、その中石油に就いては實に九三%が英米兩國のみによつて占められてゐる。今メキシコに於ける英米の石油投資額を表示すれば、次の様になつてゐる。(メキシコ經濟省發表、一九三六年度)

米國の對墨石油投資	五一、一三三三、一一〇	五二
英國の對墨石油投資	四〇八、〇八三、一六三	四一
メキシコ自身の投資	四九、一六六、六四六	五
その他の國の投資	一四、七四九、九九四	一五
因みに米國商務省ではその對墨投資を六九、〇〦〦、〇〇 〇弗(昨年六月發表)と計算してゐる。		

1

1



(近附シラドマア) 景風田油のコシキメ

に附託することとなつたが、右専門委員會の報告は（八月三日提出）労働組合によく、組合側は譲辭を呈せるに反し、會社側は之に不満で調停仲裁委員會に正式に異議申立てを行ひ、一方右専門委員會提出の解決案が仲裁委員會で採用されたならば、將來メキシコに於ける事業の繼續は不可能であると力大統領宛通告して牽制し、かかる間に十二月十九日調停委員會の判決が下つた。會社側はこの裁判判決に對して大審院に對して收用法は憲法違反であるとのアントニオ・ラモス正命の申請を願出したが、翌昭和十三年三月一日、右願出却下が宣告され、こゝに調停裁判判決の效力は確定した。之に對して會社側は直ちに此の判決は實行不可能なものであると聲明したので、判決を實行するに於ては會社側は事業の引揚又は中止を斷行するに至るであらうと經濟界に動搖が起り資本逃避や、銀行預金引下げが行はれる等不穏の兆が見えた。この騒ぎの中に突如として行はれたものが、上述の外國系石油財產收用であつたのである。右に關しては實施日たる三月十九日、政府は「右收用

の期限で現金を以て賠償する。併しその賠償金額は未決定である」と公表したので、爾來英米との間には此の賠償問題を議題として交渉が行はれることになつたのである。

一方收用令實施の結果は收用石油企業の經營管理には大蔵、經濟兩省及び石油從業員組合の參加する石油企業管理會が當ることとなつたが、さし當り各地組合員から構成される臨時管理會へ會社側役員を含まざるに於て石油企業を接收し、また労働者監督官は各會社の金庫を差押へるに至つた。此の收用令はメキシコ未曾有の強硬政策だといふのである。業者は之はたまらぬとそれより本國政府の外交的保護を願ひ出るに至つたのである。

をやつてメキシコを苦しめようとした。

併し米國としては同年十二月にはリマ汎米會議が開かれるのでメキシコの指導の下にラテンアメリカ諸國に反米帝國主義の氣勢が上り、米國の中南米に對する善隣政策の原則がメキシコ問題から破綻することを恐れ、出來るだけ平和的に問題を解決しなければならないといふ痛し痒しの立場におかれ、メキシコ側でも此の米國の態度を利用して米國の勞働階級に働きかけたり、ラテンアメリカの諸國に訴へたり、種々活動した。カルデナス大統領の處置は、メキシコとしては實に非常な英斷であつたが、一方英米に對する石油の輸出を失ふといふことは經濟的にも痛手であり、爲替下落、物價騰貴等の經濟的苦境に陥るに至つた。それでメキシコが此の苦境に堪へて乗切るか?それとも英米の資本の前に屈するか?といつた急迫した事態が展開したのである。

かくてメキシコとしても此の際輸出打開に全力をそそぐ必要に迫られ、昨年四月一日大統領令によつてメキシコ石

油輸出會社を設立し、收用石油の販賣権は、一手に此の會社が引受けこととなり、またラテン系諸國に石油使節を派遣するなど石油販路の開拓につとめた。

こゝに注目すべきはメキシコ石油に對する英米のボイコットの反動としてメキシコ石油の新市場としてドイツ、イタリー等の全體主義國が登場したことである。メキシコは最初その社會主義的イデオロギーの下に全體主義國に對する石油販賣反対を高唱して來たのであつたが、英米の經濟壓迫に反対のため、ドイツ、イタリーへの石油輸出は急激に増加した。一九三八年三月十九日——一九三九年三月三十日のメキシコ石油輸出額は一(一)六一六、九五一バーレル(一バーレルは三十六ガロン)で、その内訳は英三四%、獨三〇%、米一九%、伊一〇%の順である。

#### (五)

これらの形勢の中に、米國は對墨交渉の局面打開を圖つた。

この間の米國の對墨交渉の経緯に關しては、今回の米墨直接介入して、米國石油會社を後援することには反対で、上述のやうに側面から交渉を指導して來たものであるが、今回米墨交渉が決裂した以上、この問題を開闢するためには米國政府が直接斡旋して交渉の新基礎を與へる外解決の途はあるまいと云はれる。又メキシコ側でもそれを希望してゐるとも報せられてゐる。よつて問題は今後更に新らしく交渉を重ねなければならぬ問題はなほ紛糾を續けるであらう。

交渉決裂直後、即ち去る八月十四日ウェルズ國務次官の發表した聲明が大體の要旨を傳へてゐる。即ち同聲明には

「本石油問題に關し米國は最初から微用財産に對し速かに公正なる賠償をなすべしとメキシコ政府に申入れてあり、メキシコ政府も之を認め、米國當業者と話合を開始してみたのであつたが、最近徵收財產運用のため設立された新會社の經營について米墨双方いづれも自ら之に當り、主張して譲らないために難關に逢着するに至つた。米國政府はこの點について獨白の策を提出して新會社の重役會はメキシコ政府三名、アメリカ石油會社代表三名、米墨兩國の者九名中の三名、合計九名を以て構成することを示唆したが、交渉兩當事者から却けられたのは遺憾である。交渉の申絶は決してメキシコ政府の賠償義務を解消するものではない。又米國當業者も建設的提案を十分考究することを望む」と。

右によつても明らかにやうにウェルズ次官は米國政府が

20

## 陸軍へ四千六百萬圓 ☆ 高まる國防獻金熱 ☆

事變勃發以來の陸軍に對する國防獻金品は陸軍省情報部發表によれば次の通りであるが、二年過ぎのいまも國民の赤誠はいよいよ旺盛、月平均額も百二十五萬圓を突破、本年七月などは

一、總額金額(貿易額より八月十五日現在)  
刀約千五百振 拳銃五千六百挺 自動車數約二百輛 毛布約六千枚 軍馬約三百頭 飛行機六機 舟類三十隻  
各種飛行機三三八 戰車と装甲車一〇七 觀測車四三 高射砲  
四、海外(滿洲支那を除く)よりの獻金額(昭和十四年七月來函)  
約五十一萬圓 同獻金(換價金)約三萬四千圓  
二〇三 重機關銃五八六 輕機關銃一四九 探照燈六六 聽音  
機一九 無線機一六四  
計約五十五萬四千圓

21

のものとなつた。それは、南洋群島が今や文字どほり我が内地の延長であるといふ事實が明白に示してゐるのである。(カットの寫真はクサイ島風景)

### 飛躍的の



### 内地の延長としての群島

南洋群島が海の生命線として、國民にはつきりと認識されるやうになつたのは、滿洲事變後、日本が國際聯盟を脱退して、群島の主權問題が世にやかましく論議されるやうになつてからのことである。

一般的には極めておぼろげなものであつて、國防上はとにかく、產業經濟的には大して價値のある島と考へられなかつた。それが國民大部分の想像してゐる。しかしこの長い間のスペイン統治

いふまでもなく南洋群島は、歐洲大戰の勃發した大正三年、我が海軍の南進枝條が當時ドイツ領であった同群島を占領して、その後ダルサイユ平和會議の結果、式委任統治地域として我が統治下に置かれるに至つたものである。ドイツ領以前の群島はスペインの統治に屬してゐたのであるが、その年限は約三百年の長きに亘つてゐる。

しかしこの長い間のスペイン統治も續續としては何等見るべきものなく、單にスペインの領土であるといふに過ぎない。しかしながら、島全體で、ところが今日では、南洋群島は我が帝國の構成部分として、全く不可缺で終始してゐる。かくしてスペインは、

群島の經營にさんざん手を焼いた結果、これをドイツに賣却し、ドイツは我が占領直前まで約十六年間その統治に當つたのである。かかる過去の歴史をもつ南洋群島も、日本の統治下に置かれてからすでに二十九年。この間我が邦人の開拓精神は次第に熱烈賀感となり、今や在住邦人數は實に七萬人を算し後に五萬の先住民族を凌ぐに至つた。それのみでなく人口増加の飛躍的趨勢に正比例して、群島の産業、經濟、文化、社會施設等は躍進又躍進の一途を辿つてゐる。しかもそれは決して日にしてきたものではない。そこには、然釋未開拓の土地開拓に對する我が同胞の實に並ぶならぬ努力が拂はれてゐるのである。

### 夢のやうな

### 群島放棄論

この說を正論として取上げた者がある無理とも言はれぬ。それは統治上からいつても、他の外地のやうに陸續で、間にか隙をひそめた。それは群島の產業



があらゆる自然的悪条件を克服して、遂に見事に成功したからである。今日群島から百三十餘萬擔の砂糖が生産されるといつても、群島の産業を知らぬ者には眞實と思はれないであらうが、この糖業の成功がそもそも群島放棄論を駆散した最も大きな原因であつた。

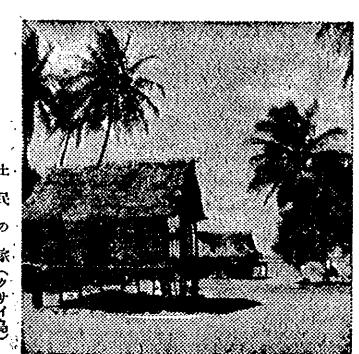
### やがて一億の國富を

かくて、我が南方開拓遂行の最前線に立つて、熱帶産業開發に活躍しつゝある事業會社は大小相當の數を算するに至つた。即ち糖業を中心とする南洋興發があり、年產額二十餘萬英噸の精錬を採掘する南洋殖場があり、更に内外南洋の貿易を目指して活躍しつゝある南洋貿易、或ひは又南洋の漁業開拓に黒潮と闘ひつつ鱈漁業に從事する南興水產、アラフラ

ものは、蒼白い月光の下に踊り狂ふ裸の

海で堂々と讃歎を奏してゐる太洋及び日本との兩莫珠會社その他のであるが、これ等の會社はいづれも國策的使命を背負つて、赤道直下の炎熱と鬱ひつゝ汗みどろの活躍を續けてゐる。

一體南洋といへば直ぐ我々の頭に浮ぶものは、蒼白い月光の下に踊り狂ふ裸の



土民の家（サイ島）  
今之南洋群島は決して、そんなロマンチック

神總動員運動に心から參画してゐる。殊に五萬の島民が邦人たる愛國の赤誠に動かされ、喜んでこの運動に參加し、自ら進んで國防獻金をする者が續々と現はれ、現にその額も一萬圓に亘んとして内地觀光團を組織し、これに補助金を與へて祖國の文化を見學させてゐる。いくら無智な彼等とて此の皇恩の深き恵みに浴して感激しない者があらうか。

### 事變と島民の赤誠、感激

今次支那事變の勃發は我が南洋群島に如何なる影響を與へたであらうか。邦人といはず、島民といはず、畢竟一時局對策への協力と、非常時態勢の充實化とに、あらゆる機能を動員して、少しの不安も、動搖もなく、聖職終局の目的達成を期して、物資の節約、努力の奉仕、戰勝の祈願、體位の向上、銃後の後援等、眞摯なる熱誠を傾倒し、國民精



士人と、白い濱邊の椰子の木であるが、今之南洋群島は決して、そんなロマンチック

その學用品は無料で與べてある。三ヶ年の如き群島が建設されようとは恐らく何人も豫想しえなかつたことであらう。殊に日本文化が今や普く各島々にゆき渡り、名實共に内地の延長たるに至つたことは全く驚異に値ひする。

島民のための公學校は二十餘校あり、その學用品は無料で與べてある。三ヶ年の公學校教育を終つた者は日本語の讀み書きの出来ない者は先づ殆んどないといつてよい位である。醫療機關も完備

とほ、並大抵のことではない。今まで椰子の木陰で惰眼を貪り、ラララダンスに踊り狂つてゐた彼等が、獻金のため汗水流して働き、一錢五錢とわづかな金を寄せ集めて獻金する心情に至つては、邦人愛國の赤誠と比べて何等劣るところがない。今や彼等は帝國臣民の一員として邦人たちの時局行事には喜んで参加し、日の丸の旗を振つては、愛國行進曲を聲高らかに歌つてゐる。最近からした島民等の中から日本國民でありたいと國籍獲得を要望したり、また軍夫として從軍せんことを志願する者などがぞくぞくと現はれてゐることは特筆に値する。

## 群島の重要性と使命

一方邦人間でも内地と呼應して國民精神運動に邁進してゐるのは勿論、前述のやうに獻金や飛行機の獻納などによつて愛國の赤誠を示してゐるが、今春四月十一日から五月二十七日まで約四十日間に亘つて、南洋群島文化協會主催の下に、群島の各島々代表者十名を選抜して中支戰線へ軍事顧問使として派遣された。初め一たびこのことが島々に傳はるや、慰問袋が忽ち五萬袋にも達した。

そこで一行は上海、南京、漢口、武昌の各地にゆき、それへ軍事を慰問し多くの效果を収めて歸島した。

おもふに在住七萬の邦人は、此次事變を契機に群島が今後いかなる重要性を加へる使命を持つて進まなければ

ならないといふ問題に對し、深き考慮を加へるに至つたに違ひない。群島の軍事的意義の重要なことは勿論、同時に群島

の使命を今後いくつも高め、群島の使命をますます重大ならしめる所以であるが今日、

戰時態勢下に於ける熱帶資源の開發に當りすでに勞働の外、豐富な埋蔵量を有する

ペラオ本島のボーキサイトの採掘、燃料

の増産などが挙げられてゐる。

かくて群島は國民精神運動員の主官を

體し、擧げて生産力擴充に向つて猛進

つゝある。群島は起ち上つたのだ。夢に

醉れるが如き姿の南洋は、過去の南洋とし

てまさに謝り去られつゝある。戰時下の

我が南洋群島は、文字通り舉島一致、太

平洋の海の守りとして、又我が日本の南

進一路の前衛として、邦人も島民も、熱

烈なる魂を開拓の精神に打ち込んで不斷

の努力を續けてゐる。

我南洋群島は、文字通り舉島一致、太

平洋の海の守りとして、又我が日本の南

進一路の前衛として、邦人も島民も、熱

烈なる魂を開拓の精神に打ち込んで不斷

達することは、銃後國民として非常時國策に協力することになるのである。しかしてこの國民貯蓄と時局の要請に適合せしめるには、どうしても之に持久性の伴ふことが緊要なのであつて、こゝに生活刷新の重要性があり、また貯蓄に計畫性を附與することの緊要性が存在するのである。従つて單純なる貯金のみでは到底その目的を達成することは難しいのであつて、こゝに生命保険や年金制度の利用が奨励される理由があるのである。

郵便年金は國民各自が、青年期に於て掛金を拂込み、一定年齢後に年金を受けとる制度であるから、それは貯蓄として考へるときに最も計畫性をもち、最も繼續性をもつものであり、各自の生活設計に基礎を築く理想的貯蓄方法といふことができるのである。

まづ團體郵便年金であるが、これは銃後を護る產業戰士を中心目標として創立されたもので、これ等の人々に年金制度を通じて國民貯蓄の國策に協力せしめつゝ、各自の生活安定を確保させようといふ趣旨から出でるのである。

員數十人以上の者が組合を組織することを要する。

(一) 本社、支社、本工場、分工場等勤務の場所  
(二) 部局、課務、勤務の部署

(三) 事務、勞務、内勤、外勤等勤務の種類  
(四) 社員、傭人、男女、女工、常職、臨時傭等勤務者の區別  
(五) 勤続年数  
(六) 前者號に連する標榜

團體郵便年金の年金受取人は從業員であるが、年金契約者は即ち掛金支拂義務者は年金受取人自身か、使用者か又は兩者共同の何れかでなければならない。尤も組合には一人の代表者を置いて、掛け金の拂込その他の手續はすべてこの代表者が行ふことになつてゐる。

四、團體年金の種類——團體郵便年金では、給料生活者の利用に最も適合してゐる保證期間附終身年金を契約することとなつてゐる。之は年金受取人が年金支拂開始年齢(五十歳または五十五歳)に達した時からその終身年金の支拂を爲し、若し支拂開始後二十年内に年金受取人が死亡した場合にはその残存期間中は遺族に引き継ぎ年金を支拂ふ

いひがべれば、團體郵便年金は産業從事員をして、郵便年金制度の團體的加入を容易ならしめ、且つこの場合、掛け金の割引その他の種々の利益を與へて利用の永續を圖ると共に、團體郵便年金組合と稱する、國民貯蓄組合を普及せしめることにより貯蓄獎勵國策に協力せしめようとするものである。

二、團體の構成——團體郵便年金の加入には、まづ團體郵便年金組合を組織し、組合規約を定める必要がある。即ち會社、工場、礦山等同一の事業主に使用される者(同一の官公署又は學校に勤務する者は同一の事業主に使用される者と看做す)の總人員の七割以上にして、其の員數十人以上に達する者が、各、年金契約の年金受取人となり、この年金受取人並びに年金契約者を以て、團體郵便年金組合を組織するのである。

しかし、大會社大工場で一組合を不適當とするやうな場合には、從業員を次のやうな標準で區分した者だけで、別々の組合を組織することが認められる。但しその場合に於ても、細分された標準に該當する人の七割以上にして、且

ものである。また年金受取人が年金支拂開始前に死亡したり、或ひは契約を解除した場合には、既に拂込んだ掛け金は年二分の複利利息をつけた金額を返還することになつてゐる。従つて貯金をしながら、しばらく終身年金を貰へるやうになり、しかも不幸早逝した場合には、遺族の生活が保證されるといふ二石三鳥的效果があるのである。

四、加入年齢——年金受取人である組合員の加入年齢は、最低十二歳で最高は五十歳支拂開始のものは四十五歳、五十歳支拂開始のものは五十歳である。

五、年金額の制限——年金額は一契約につき年額六百圓以下とされてゐる。この範圍内で、各自適當の目標年額をさめ、五十歳又は五十五歳の年金支拂開始期に達するまで順次年金を累増してゆく仕組になつてゐる。

六、掛け金の拂込

イ、團體年金の掛け金は隨時拂の方法で年金支拂開始に至るまでの間毎月なり毎年なり、各組合に適當とする時期に、組合員の掛け金(一回に付三回以上とす)を一括して代表者から郵便局窓口、またはその派出吏員に拂込めば

よい。

ロ、團體郵便年金の掛金には割引の特典があつて、個人で加入する場合に比較すると、同一額の掛け金でもこれに對する年金が七分五厘だけ増額される。

七、事業室の補助＝掛け金は從業員が全額負担する方法以外に、事業主がその全部または一部を負担する方法が認められてゐることは前述の通りであるが、これは團體年金を通じて、從業員退職年金制度の樹立に役立たしめようとするものである。

なほ上述のやうな高率な掛け金割引がある上に隨時拂であるから、三年間でも五年間でも收入の多い間に目標年金に達するやうに心掛けて掛け金額を拂込んでしまへば、将来不景氣がやつてきた場合に掛け金の拂込を一時中止しても契約は有效地に存続する。従つて本制度の特徴を生かして適當に安排すれば、何等の苦痛を感じず将来の生活安定を確保することができる。退職、轉勤等の事情で途中組合を脱退した時は、以後は隨時拂の個別契約として契約をつどけることができる。

### 定期年金

一、定期年金とは＝子女の教育資金の確保と主眼としてはじめられた子供のための年金である。

これまでの郵便年金は、年金支拂開始年齢が四十歳以上終身年金ばかりで、老後の生活安定のための年金のみであつた。従つてこれまでかなり熱心に子供のための年金を設けられたいといふ希望はあつたのであるが、支那事變勃發以來、戦死者の遺児育成資金の確保の目的を以てはた又次代國民の人的資源を培養するため子女の教育年金創設の要望はます／＼昂めらるゝに至つた。この情勢に鑑み保険院では種々研究の結果、この要望に應へ「定期年金」としてこれを提供することとなつたのである。

定期年金は年金受取人が一定の年齢（十二歳、十五歳、十七歳、二十歳）に達した時から、五年間とか十年間とか（其の子弟の教育期間）を限つて年金受取人の生存を條件として年金を支拂ふ制度である。

### 二、加入年齢＝定期年金に加入できる最低年齢は満一歳

で、最高は十二歳支拂開始のものは十歳、十五歳支拂開始のもの十三歳、十七歳支拂開始のもの十五歳、二十歳支拂開始のもの十八歳といふことに定められた。

三、種類＝定期年金は年金支拂開始年齢の如何で十二歳支拂開始のもの、十五歳支拂開始のもの、十七歳支拂開始のもの及び二十歳支拂開始のものの四種類となつてゐる。これは中等學校、高等、専門學校または大學等の入學或ひはその準備の年齢を考慮したものに外ならないのであるが、定期年金はさらに年金の支拂期間で五年定期、十年定期の二種類に別けられてゐる。この年金支拂期間は學校の修業年限を考慮したものに外ならない。また二十歳支拂開始の定期年金は、男子は大學その他高等教育を受けるに必要な資金ともなり、女子は結婚後生活費の補助として利用せられるものと思はれる。

四、年金額の制限＝年金額は最低を年額百圓とし、最高は郵便年金法の定むる二千四百圓まで許されてゐる。

五、掛け金拂込方法＝掛け金には年掛、半年掛の外、定期年金に限り特に月掛の制度が設けられてゐる。これはどんな階

### むすび

團體年金及び定期年金制度の概要は前述のやうであるが、より以上詳細に亘る手續等の點に關しては保険院なり、遞信省管理局なり又は郵便局なりに照會していただきたい。

今や我が國は、新東亞建設の歩武を着々と進めてゐるのであるが、我々國民は深く時局を察し、非常時國策に協力し濫費を戒しめ、無駄を省き、貯蓄の増加を勵行すべきである。團體年金、定期年金の利用は上述の理由により、一面には、自己及び家族の將來に於ける生活の安定と向上とを圖り、他面には、國家に報ゆる所以であることを再言して一般社會の理解を求むるものである。



## 歐洲大戰と食糧政策

農林省

戰爭は食糧の需給の均衡を破壊する。生産の方面では、農民の應召、農民の軍需工業への轉向、農業勞働資金の騰貴、馬匹の徵發、肥料農具その他の生産資材の配給の不圓滑等によつて供給の不足を來すと同時に他面消費の方面では軍用の食糧が増加するばかりか、軍需關係労働者の消費増加、一般の生産事業の振興に伴ふ勤務時間の延長等から、食糧の需要が急激に増大するからである。

戰争が長びくに從つて、この需給の不均衡はますます範圍を擴大し、これがために社會不安は深刻化し、遂には敗戦の原因となる虞れさへある。例へばロシアは小麥の代表的產地であり、大戰前には歐洲の穀倉とさへ述べることとする。

### 海上輸送の杜絶に、最も食糧不足に悩まされたイギリス

滑に頭を悩したのであつた。以下參戰各國に於ける食糧缺乏の状況と、これに對してとつた食糧對策の概略を述べることとする。

かやうに食糧は、兵器と同様、戰争に不可缺の物資で、戰争の遂行に重大な關係を持つものであるから、大戰勃發と同時に參戰各國は食糧の供給確保と配給の圓り、先づ國民に生活不安の念を與へた。イギリスの戰時食糧政策はかくて砂糖對策に始まつたのである。政府は先づ砂糖供給委員會を設けて、砂糖の輸入を國家の獨占事業とし、個人の輸入を禁止した。一方海外市場でこそり専門家に砂糖の買占めをやらせ、この砂糖を國內で公定價格によつて消費者に供給したのである。

イギリスは商工業國であり、食糧は遠く海外の植民地に仰いでゐたため、大戰が長期戦となるとともに、最も食糧不足に悩された國である。最近歐洲で、戰爭勃發の危険迫るとの報が傳はるたびごとに、ロンドンの食料品市場の小麦粉、飼卵、バター、チーズ等が暴騰するが、これはロンドン市民が歐洲大戰で深刻な食糧難の苦汁をなめてゐるからである。

イギリスは大戰勃發と同時に、世界に誇る海軍力を動員して、全世界に點在する植民地や諸外國からの食糧の輸入に努め、一方自國內の食糧品に對しては應急措置として輸出を禁止した。その強大な海軍力のお蔭と、市民が食糧品に對して冷静であつたため、參戰の當初には小

はれてゐたが、開戰當時の食糧政策を誤つたため、遂に飢餓に陥り、敗戦の遠因とまでなつたのである。輸送機關の障害による食料品の配給の不圓滑、殊に海上輸送の杜絶から起る食糧の輸入、移入の困難は、國民に大きな精神的の打撃を與へるものである。ドイツの潜水艇が敵國の船舶だけでなく、中立國の船舶まで襲撃したのは、食糧の輸送を杜絶させて敵國の社會不安を増大させ、戰争を續けられないやうにしようとの意圖であつた。

麥粉、パン、肉類等の價格は大して騰貴しなかつた。しかし國內消費の八割をドイツ、オーストリアからの輸入に仰いでゐた砂糖は、暴騰して價格は忽ち二倍となり、先づ國民に生活不安の念を與へた。イギリスの戰時食糧政策はかくて砂糖對策に始まつたのである。政府は先づ砂糖供給委員會を設けて、砂糖の輸入を國家の獨占事業とし、個人の輸入を禁止した。一方海外市場でこそり専門家に砂糖の買占めをやらせ、この砂糖を國內で公定價格によつて消費者に供給したのである。

イギリスは大戰勃發と同時に、世界に誇る海軍力を動員して、全世界に點在する植民地や諸外國からの食糧の輸入に努め、一方自國內の食糧品に對しては應急措置とよつてその不當を詰つた。そして小麦の國際貿入委員會を設立して、公平な買入れを圖ることを主張した結果

イギリスも遂にその主張を認め、同委員会の手によつて世界の小麦の買付を行ふことになつたのであつた。

戦争が長びくに従つて輸送力は減退し、特にドイツ潜水艇の跳梁による被害が甚大であつたため船腹が極度に不足したから、食糧の輸入確保のため止むなく船舶を國家管理として、食糧品の輸送を優先させ、不急需高品の輸入を禁止した。

一面、國內の生産力を増加するために、土地排水法、土地收用令等を公布し、休閑地の利用を命ずると共に、公園や運動場まで開墾させた。農民を軍需工業へ轉向させねためには耕作の條件をよくしてやらねばならないので、穀類の最低價格制を設けると共に地代の値上を禁止して生産力の維持に努めた。

にもかゝらず労働力の不足は依然として甚だしかつた。そこで、俘虜に農耕をさせたり、兵士に一定の休暇を與へて歸郷させたり、或ひは軍馬を農耕用に貸與へる等種々の對策を講じた。キリスト教徒は日曜日は安息日として一切仕事をしない慣習であるが、政府はカント

したのであつた。

その他穀粉の歩留を強制的に引上げ、酒類の醸造を制限し、食糧品を食糧以外へ流用することを禁止した。

こんな對策を講じたが、食糧品の騰貴はます／＼激しかつたので、遂に最後には主要食糧品に最高價格制を設け、その騰貴を防いだのであつた。

### 飢餓に瀕しながら、不平一 ついはなかつたドイツ

ドイツはライ麦だけは自給してゐたが、小麥は國内消費の三分の一を外國から輸入してゐる状態だったので、大戰勃發と同時に海上を封鎖され輸入が杜絶すると、忽ち食糧難に見舞はれた。しかも戦争によつて需要は激増する一方で、價格は餓登りに暴騰し、その上農作物の不作に見舞はれたので非常な苦しみを受けた。従つて下

イツでは食糧政策は極めて真剣に考慮されたのである。

まづ生産増加については、耕地面積の増加を圖り、國

有林の雑草地を開拓し、適當な小作料をとつて、ライ麦

ペリ大僧正を説き落して「日曜日の農耕は神意に叶ふ」といふ公示を出させ、日曜日にも耕作をさせたのである。

他面婦人團體その他を動員して農業報國運動を起し、多數の婦人が農園に進出して農業労働に從事した。また「國民勞役法」を制定して労力を農村へ分配した。農具の不足を防ぐためには、農具の製造を官營とし、一方アメリカからの輸入に努め、これは相當の效果を收めた。

以上のやうに種々の對策を講じたのであるが、なほ食糧不足は解消しなかつたので、新聞紙を動員し、小學校の児童まで利用して一大消費節約運動を起した。しかし消費節約運動は中流以下の家庭には殆んど效果がなく、かへつて逆作用として價格の暴騰を激成する傾向が見えて來た。そこで政府は今一步前進して、一人一日の消費量をきめて明示し、自發的な消費の節約を求め、同時に飲食店、旅館等の料理の品數を制限した。しかし食糧の不足はます／＼甚だしく、不安はいよいよ增大したので遂に法令で節約を強制することを決意し、切符制度を設けてまづ砂糖、バター、肉、ラード等から順次これを適用

や馬鈴薯を耕作させ、また「土地改良組合法」を制定して改良組合に湿地、荒蕪地を開墾させた。一方、田畠が勞働不足のため作付されなくなるのを防ぐため、耕作権者に豫め耕作計畫を申告させて置き、その計畫通りの耕作をやらなかつた場合、又はその申告を怠つた場合は直ちにその耕地を徵収した。徵収した耕地は地方團體に貸して、最も良いと思ふ方法で耕作させたのである。

ドイツは戦前には砂糖の輸出國で、従つて甜菜の耕地は相當の面積に達してゐたが、食糧の不足を補ふために甜菜の耕地を四分の三に制限し、他の食用作物を耕作させた。このために砂糖の輸出も禁止したのである。このほか建築用の空地まで利用して農作物を作らせたのであつた。

労働力の問題についても種々な考慮が拂はれた。ドイツは平時でも收穫時には近所の國から労働力を輸入する慣習があつた。このため農業紹介所は相當に發達してゐたから、最初はこれを動員して労働力の調整に努めた

が、後には帝國中央職業紹介事務所を設置して、種々様々に發達したこれらの紹介所を統轄し、その機能を充分に活動させた。

また俘虜や占領地の住民を利用して耕作させ、軍隊では農業のための休暇を與へ、青年團員や學生に收穫の手傳ひをさせる等、ありとあらゆる方策をとつて、農業労働力の補給に努めた。特に注目に値するのは、婦人に農耕の援助をさせたことと、「祖國補助勤務令」の制定である。

「祖國補助勤務令」とは軍務に服さない男子を農業労働に従事させようといふ法律で、満十七歳から六十歳までの軍事勤務に召集されない男子に自發的に願出ることを奨励したが、その趣旨が徹底したため労力の不足は大部分緩和された。

ドイツでは開戦と同時に、戰時に於ける非常食糧政策を急速に施行する必要があつたから、聯邦參議院に經濟上の緊急措置をとり得る権限を附與する法律、即ちいはゆる委任法を發布した。參議院は一九一五年四月との委任法に基づいて米の取引を規定する命令を發した。

この命令は四月二十六日に二リットル以上の米、碎米又は米粉を所有する者にその品名、數量、及び氏名を中央購買會社に申告することを命じたものである。申告者は

會社から要求があれば賣却しなくてはならない。賣却の要求は申告後一週間以内に發せられるが、要求を受けた時は、その物品は、差押へを受けたのと同様な拘束を受け、占有者はその物について何等の変更を加へることができない。また保管についても注意すべき義務を課せられた。

これより先き、一九一四年には穀物と穀粉の現在高調査をなし、翌一五年には製パン原料穀物の差押へと軍需を斷行し、同年六月には同年の新收穫穀物についての先物契約を禁止し、たゞ帝國穀物所又は地方團體の委員だけが先物契約をなし得ることとした。馬鈴薯についても馬鈴薯提出命令を公布し、生産者が次の收穫期まで消費する量を除いて、他是全部收穫すると同時に政府へ提出させた。

消費の方面については、食糧品を食糧以外に用ひるを

とを禁止し、製粉歩合を制限した上、一日の消費量を節約させ、他方切符制度によつて節約の徹底を期した。かやうにドイツは生産、消費の兩方面に種々の対策を講じたのであるが、戰争の長期化に伴つて食糧不足はますます深刻化し、その配給は僅かに飢餓を凌ぐ程度に過ぎなかつた。しかしドイツは、あの國民性、特にあの熱烈な愛國の精神から、不平一つ漏らさず、富豪も貧民も平等公平に配給を受け、苦痛を耐へ忍んだのであつた。これは配給組織が完備してゐたせいでもあるが、大戰末期に至るまで食糧の缺乏に屈服しなかつたのはドイツの國民精神の偉大さを示すものである。

#### ドイツ軍の侵入と労働力不足 に自給自足の破れたフランス

ドイツが小麥の三十三パーセントを外國からの輸入に仰いでゐたのと異つて、フランスは大戰前には食糧は殆んど自給してゐた。従つて食糧不足の虞れはなさうだつたが、戰争が進むにつれ、労働力が不足して來た

そこで政府は食糧品の輸出を禁止すると共に、輸入税を撤廢して國內食糧品の補給に努めたが、供給不足はます／＼甚だしく、買占め、賣惜み等の現象が現はれてきた。こゝに於て小麥、ライ麦、小麥粉、馬鈴薯等々で生産者、商人等から食糧品の徵發をなし得ることと歓迎して耕作に當らせた。

こんな種々の対策を講じたが、食糧不足は緩和されないどころか、參戰以來天候不順に悩まされて、生産力役、應召軍人の歸省、婦人、兒童の勤員等の外、移民をは著しく低下した。そこで軍用を除いて、他の一般の消



## 精 動 の 頁

### 興亞奉公日の實施項目

#### 中央聯盟で大綱決す

九月一日、第一回の「興亞奉公日」を前に、國民精神總動員中央聯盟では、政府の策定方針に基づき全國民が實踐すべきこの日の具體的事項について研究中であつたが、成案を得たので各道府縣精勤實行委員會長並びに加賀九十二團體長宛に發送し、計畫實施の参考に資することとした。その内容次の通り。

#### 興亞奉公日の實施項目

##### 今日政府で設定された「興亞奉公日」の趣旨に基づき、當日は全國民舉つて黎明に起床し、皇大神宮を奉拜して皇運の隆昌を新念し奉ると共に、慈、興亞の大業を翼賛して強力日本建設に精進するの決意を新たにすべき事を掲げた。

尚ほ當日は特に戰場の勞苦を偲びつゝ、皇國臣民としての生活態度を反省して自ら戒め、之を日常生活の上に具體化するため、左記項目を各地方及び諸團體の後では傷病軍人を見舞ひ、出征軍人の家族の慰問を行ふこと。

#### 銃後後援強化週間

十月三日—十月九日に行はる。

實情に即して適切なる方法に依り實行せらるゝやう期待する。

一、護國の英靈に感謝を捧げ、戰勝勇士の墓参や墓地の清掃を行ふこと。

二、前線に慰問文や慰問袋を送り、統

40

昌を新念し奉ると共に、慈、興亞の大業を翼賛して強力日本建設に精進するの決意を新たにすべき事を掲げた。

政府では十月三日より一週間、昨年賜はつた軍人援護に関する勅語の聖旨を奉體して「銃後後援強化週間」を實施することになり、その實施大綱が去る八月十日

の次官會議で左の如く決定した。

#### 一、趣旨

銃後後援の強化は現下の多難なる國際情勢に處し興並聖戰の目的を達成するに缺くべからざる事項たるに鑑み玆に銃後後援強化週間を設け、各年賜はりたる軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體して大に銃後後援思想の普及徹底を圖り官民協力以て銃後後援の完璧を期せんとす。

#### 二、主眼事項

戰疾軍人、傷病軍人及出征軍人に對する感謝の念を昂揚し以て傷病軍人軍人の遺族及家族等に對する援護の心操を振起演繹すると共に國民各界の日常生活を通じて之が具現永續を圖る爲其の實踐を強化すること。

#### 三、期間

自昭和十四年十月三日 一週間

(一) 各自最寄の神社、寺院其の他道

と。

期間第一日の正午を期し各自在處に於て戰疾軍人の英靈を追悼し傷病軍人の平瘡祈願及出征軍人の武運長久祈願を行ふこと。

行ふこと。

當なる場所に於て傷病軍人の平瘡祈願及出征軍人の武運長久祈願を行ふこと。

方途を講ずること。

及傷病軍人に對する適當なる慰問の實踐を強化すること。

對する慰安

措置を講じ以て生活支援の徹底を期すること。

尙獨立して業を營む者に對しては其の家業の維持繼續を容易ならしむるやう益、隣保相扶の質を擧ぐること。

前線將兵、傷病軍人、遺族及家族

は當該協議會を開催する等適宜の措置を講じ以て生活支援の徹底を期すること。

軍人の遺族及家族の慰安會又は懇談會等を開催するの外各自前線將兵及傷病軍人に對する適當なる慰問の實踐を強化すること。

方途を講ずること。

及傷病軍人に對する適當なる慰問の實踐を強化すること。

對する慰安

措置を講じ以て生活支援の徹底を期すること。

最近公布の法令　内閣官房總務課

內閣官庫

（陸軍機械化教育研究會所官備中改正ノ件）  
（陸軍機械化教育研究會所官備中改正ノ件）  
（七月十五日公布勅令第四百七十九號）  
（七月十五日公布勅令第四百八十一號）  
（七月十五日公布勅令第四百八十二號）  
（七月十五日公布勅令第四百八十三號）  
（七月十五日公布勅令第四百八十四號）  
（七月十五日公布勅令第四百八十五號）

○軍事保護院官制  
（陸軍機械化教育研究會所官備中改正ノ件）  
（高等官等俸給令中改正ノ件）  
（七月十五日公布勅令第四百八十八號）  
（軍事保護院／職員ノ特別任用ニ關スル件）  
（奏任文官特別任用令中改正ノ件）  
（大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件）  
（傷兵保護院官制を廢止し新たに軍事保護院官制が制定せられたものである。）  
（府縣衛生職員制中改正ノ件）  
（陸軍戰車學校ニ於ケル生徒教育ニ關スル件）  
（陸軍戰車學校に於て戰車隊の現役下士官と爲すべき生徒の教育を行はしめることとしたもので（八月一日施行）、生徒は戰車隊現役下士官たることを志願し、召募試験に合格した者を以し、戰車隊の下士官に必要な學術を修習せしめるもので、當毎年一回入校せしめ其の修學期間は概ね二年とせられて

(七月十五日公布勅令第四百八十八號)  
技術將校なるべき陸軍各兵科の將校は、當分の間各兵科技術候補生で中尉又は少尉に任せられる資格を有するものの中から補充することが出来ることとしたもので、技術候補生は、一定の資格を具へ、技術候補生を志願する者の中から陸軍大臣に於て銓衡の上之を採用する。其他技術候補生の部隊に於ける修習、進級、服役等所要の規定が設けられてゐる。

◇輸出工藝振興委員會官制 (七月二十日公布勅令第四百八十七號)  
輸出工藝の振興を圖り輸出貿易の伸展に資するため輸出工藝振興に關する重要事項を調査審議し且つ建議し得る機關として輸出工藝振興委員會を設置したもので、同委員會は商工大臣の監督に屬し會長一人（商工大臣）、委員二十人以内及び臨時委員を以て組織し、委員は關係各廳高等官及び學識經驗者中より任命せられ後者の資格に依る委員の任期は通常二年となつてゐる。尙ほ工藝展覽會出品の審査機關たる工藝審査委員會はこれに伴ひ廢止せられた。

△中小產業調查會官制 (七月二十二日公布勅令第四百八十八號)  
農林漁業、商工業等に從事する中小產業者は國力の源泉をなすものであるので、關係各大臣の諮詢に應じて中小產業の保持及び振興に關する重要事項を調査審議せしめるため内閣總理大臣の監督に屬する中小產業調查會を設置したものである。

(六) 善行者の表彰

(イ) 傷痍軍人又は其の家族、軍人の遺族或は家族中他の範とするに足る者ある場合は之が表彰を行ふこと。

(ロ) 傷痍軍人、軍人の遺族又は家族に對する援護に關し善行者(團體を含む)ある場合は之が表彰を行ふこと。

(七) 青少年に對する趣旨の徹底

各學校及青少年團に於ては本週間の趣旨に關し學生、生徒、兒童又は所屬團員に對し訓話を行ふの外學校に在

(五) 恩賜軍人援護會及銃後奉公會に在  
て青少年の教化の徹底を期すること。  
**五、實施上特に留意すべき事項**  
(一) 本週間の實施に際しては日常生活  
に於ける實踐と修練とを第一義とし  
單なる一時的の催しに墮すことなく  
水續性を持たしむる様留意すること。  
(二) 各道府縣市町村等に於ては地方の質  
情に即し具體的細目の實施計畫を樹  
立し其の實效を擧ぐるに努むること。  
(三) 官公務諸機關は本週間の趣旨を積  
極的に諸般の行政の上に具現するや  
う留意し以て率先協力の實を擧ぐる  
こと。

週報 九月八日發行 八月二十三日發行

☆賑はる防共の空

☆騎兵部隊の水馬鹿を訪問

☆南の海洋調査船 千葉

段くも三笠宮殿下には中佐長の御資格を以て  
楳琴と諱義を御指揮選ばされた。

☆秋に夫を想ひ

夫にみのりを貰ふ

あるじの出立が遠く思ふ男が妻が戻る  
ひまにまご心にかぎるのは内地のこと、村  
町のこと、家のことだ。  
娘の夫との手紙は妻は何と返事しよう。

☆北歐モノ部隊

☆南の海洋調査船 千葉

農務省着陸孔開拓る

☆海外通信

☆御詔勅者を呼ぶまで

▽疫病の巻△

◇南洋廳地方待遇職員令 (七月二十二日公布勅令第四百八十九號) 南洋群島に於ける行政事務の増加に伴ひ南洋廳に新たに地方待遇職員たる地方書記及び地方技手を置くこととしたものである。

◇陸軍軍人俸給臨時特例改正ノ件 (七月二十二日公布勅令第四百九十一號) 従前の陸軍軍人俸給臨時特例に於ては中佐又は少佐の俸給の臨時特別を設けられてゐたのであるが、今回之を改正して佐官又は大尉の俸給及び准士官又は下士官から將校に任せられた者で下士官に任せられた後勤總十二年(憲兵科の者は憲兵上等兵であつた期間の二分の一を加算して勤続年數を定める)を経過したもののが功加俸に付き陸軍給與令に対する當分の間の特例を設けたもので八月一日から施行せられた。

◇總務課所官制中改正ノ件 (七月二十二日公布勅令第四百九十一號) あつた期間の二分の一を加算して勤続年數を定める)を経過したもののが功加俸に付き陸軍給與令に対する當分の間の特例を設けたもので八月一日から施行せられた。

◇地方學校衛生機具制中改正ノ件 (七月二十二日公布勅令第四百九十一號) あつた期間の二分の一を加算して勤続年數を定める)を経過したもののが功加俸に付き陸軍給與令に対する當分の間の特例を設けたもので八月一日から施行せられた。

◇總務員業務事業主計畫令 (七月二十二日公布勅令第四百九十三號) 國家總務員法第二十四條の規定に基づき總務員業務たる事業の事業主をして戦時(戦争に準すべき事變の場合は含む)に際し實施せしむべき總務員業務たる事業に關する計畫を設定せしめ又是當該計畫に基づき必要なる演練をなさしめることに關し必要な規定を定めたものである。

昭和十四年法律第六十五號工業組合法中改正法律施行期日ノ件 (七月二十二日公布勅令第四百九十四號)

◇工業組合法第三十三條ノ二第一項ノ規定ニ依り小工業者ノ範囲ヲ定ムルノ件 (七月二十二日公布勅令第四百九十五號)

昭和十四年法律第六十五號工業組合法中改正法律を昭和十四年八月一日より施行することとし、これに伴ひ工業組合法第三十

三條第二項の規定に基づき小工業者の範囲を規定したものである。

◇支那寧夏從軍記章令 (七月二十七日公布勅令第四百九十六號) 支那寧夏從軍記念の表章として特徴軍記章を設け、支那寧夏につき從軍し又は軍事に關し功績ある者に對しその授與することとするものである。

◇國民體力審議會官制 (七月二十八日公布勅令第四百九十七號) 國民保健に關する各般の事項を総合的に審議せしめ以て保健効率を強化し進んで體力向上の方策を樹立實施することは現下喫緊の要務であるので、保健衛生調査會、體育運動審議會及び國民體力管理制度調査會を廢止し新たに國民體力審議會を設置することとなつてゐる。

◇傷痍軍人醫療委員會官制 (七月二十八日公布勅令第四百九十八號) 同委員會は會長一人(厚生大臣)及び委員四十五人以内を以て組織せられ、必要ある場合に於ては臨時委員を置くことを得るものである。

◇臨時拓務省ニ拓殖調查部ヲ設置スルノ件 (七月二十九日公布勅令第五百六號) 軍事保護院療養所中結核性疾患に罹れる傷痍軍人の療養を行ふ療養所は二十五箇所の多きに上り其の醫療の萬全を期するため厚生大臣の監督に屬する傷痍軍人醫療委員會を設置し醫療に関する事項を調查審議せしめることとしたもので、同委員會は會長一人(軍事保護院總裁)及び委員二十人以内を以て組織せられ、特別の事項を調查審議する爲め必要あるときは臨時委員を置くことを得ることとなつてゐる。

◇朝鮮總督府通信官署官制中改正ノ件 (七月二十九日公布勅令第五百七號) 南洋廳官制中改正ノ件 (七月二十九日公布勅令第五百八號)

◇南洋廳部内臨時職員設置制中改正ノ件 (七月二十九日公布勅令第五百九號)

◇臨時拓務省ニ拓殖調查部ヲ設置スルノ件 (七月二十九日公布勅令第五百九號)

昭和十三年法律第七十二號商法中改正法律、商法中改正法律施行法、有限會社法、昭和十四年法律第十三號公證人法中改正法律、同年法律第三十七號裁判所構成法中改正法律、同年法律第

四十五號登録稅法中改正法律、同年法律第六十八號商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律及同年法律第七十九號非訟事件手續法中改正法律施行期日ノ件 (七月二十九日公布勅令第五百十號)

商法中改正法律施行法及有限會社法ヲ據太ニ施行スルノ件 (七月二十九日公布勅令第五百十號)

右件名に掲げられた昭和十三年法律第七十二號商法中改正法律外七法律の施行期日を就れも昭和十五年一月一日と定め、同時に此の中商法中改正法律施行法及び有限會社法を内地同様昭和十五年一月一日より據太にも施行することとせられたものである。

◇鐵山監督局官制中改正ノ件 (七月三十日公布勅令第五百十一號)

鐵物の增産計畫及び之に伴ふ鐵山監督局の整備充實の爲め勤任局長の定員を増し、書記官及び技術等の増員並びに理事官の新設を規定したるものである。

臨時工農技術員養成施設擴張に伴ふ事務增加の爲め事務局等の増員を行つた外、宗教團體法施行に關する事務に從事するため書記官一人、事務官一人等の増員並びに宗教の教義、儀式等の調査研究及び宗教團體の指導に當るべき文部省宗務官及び宗務官補の新設を規定したのはこれに伴ひ文部省宗務官の官等俸給を定めたものである。

◇公衆衛生院官制中改正ノ件 (六月二十一日公布勅令第五百三十九號)  
◇高等官宣等傳給令中改正ノ件 (六月二十一日公布勅令第五百四十四號)

◇委任文官特別任用令中改正ノ件 (六月二十一日公布勅令第五百五十五號)  
◇通信部内臨時職員設置制中改正ノ件 (六月二十一日公布勅令第五百五十六號)

◇陸軍豫備士官學校令中改正ノ件 (六月二十一日公布勅令第五百五十七號)

◇陸軍豫備士官學校將校とすべき生徒を教育する陸軍豫備士官學校

を盛岡、豊橋及び久留米に置くこととしたもので、盛岡陸軍豫

備士官學校に於ては歩兵科豫備役將校

に於ては歩兵科及び砲兵科の豫備役將校、久留米陸軍豫備士官

學校に於ては輜重兵科豫備役將校となすべき生徒を教育することとなつてゐる。

◇陸軍兵事部令

朝鮮及び蒙olian各兵事區 (各兵事區の區域は陸軍)

に陸軍兵事部を置

き、徵兵及び召募、在郷軍人 (將官及び各部)

の服務及び召集 在

郷將校團在郷軍人會その他陸軍大臣の定むる兵事に關する事項

を掌らしめることとしたもので、兵事部には部長、部員、下士

官、判任官等の職員が置かれることになつてゐる。

文部省官制中改正ノ件

人文科學研究所官制

農學研究所官制

帝國大學高等官宣等傳給令中改正ノ件

(八月二日公布勅令第五百五十九號)

(八月二日公布勅令第五百六十號)

國家に須要なる東亞に關する人文科學の綜合研究を行はしめる

爲め京都帝國大學に人文科學研究所を、又東北地方に於ける農

業及び水産に關する學理及びその應用の研究を行はしめる爲め  
東北帝國大學に農學研究所を夫々附置することとし、各研究所  
の所長、所員、助手及び書記等の職員の配置等を規定し又之に伴  
つて各大學教授及び助教授にして各研究所の所長、所員に補さ  
れたる者の職務等を規定する要あるとこれら各研究所に關する  
事務を文部省專門學務局の所管とする要ある等のため所要の改  
正を加へたものである。

◇化學研究所官制中改正ノ件 (八月二日公布勅令第五百二十三號)  
◇船底塗料研究完結に伴ふ職員の減員と所長又は所員に補せられ  
講座を擔任せざる教授及び所員に補せられ専ら所務に從事する  
助教授即ち所屬帝國大學の教授及び助教授の定員外として取  
扱を受くる者の定員とを規定する爲め改正されたものである。

◇大阪帝國大學官制中改正ノ件 (八月二日公布勅令第五百二十四號)

移植民及び海外拓殖事業の指導獎勵に關する重要事項の調査審  
議をなす爲め昭和十年六月海外拓殖委員會が設置せられたもの  
であるが、現下内外の諸情勢に對して新方策を考究樹立す  
る爲め海外拓殖委員會を廢止し、新たに海外拓殖調查會を設置  
したものである。

◇海外拓殖調查會官制

(八月二日公布勅令第五百二十五號)

◇南洋總領事官制中改正ノ件 (八月二日公布勅令第五百二十六號)

◇地方產業職員制中改正ノ件 (八月二日公布勅令第五百二十七號)

◇大連總領事官制中改正ノ件 (八月二日公布勅令第五百二十八號)

◇朝鮮總督府部内臨時職員設置制中改正ノ件 (八月二日公布勅令第五百二十九號)

◇外國貿易年表 中篇 (大藏省編)

◇昭和十一年日本外國貿易年表 中篇 (大藏省編)

◇昭和十一年日本外國貿易年表 小篇 (大藏省編)

露光量違いにより重複撮影

文部省編纂

國體の本義解説叢書

編纂したる國民必讀の書  
「和とまこと」▼第二章史に於ける國體の顯現(國史を一貫する  
國民文化 政治 郡縣 軍事)▼結論  
定價三十五錢 送科共  
「國體の本義」の内容を解説敷衍する目的以て編纂し各篇大々  
斯學の權威者に委嘱し執筆を煩はしたものである

孝子德行定價三十錢錄  
學校體操教授要目定價十五錢送  
青年學校教授及訓練要目職業科定價六十五錢送

第一輯 ■ 教學革新と教學局 ■ 自然の觀方 ■ 春日濱  
卷の教學 ■ 支那抗日運動の思想的背景 ■ 歐洲最近  
の政治動向 ■ 現代の科學戰 定價五十五錢

第二輯 ■ 學問的方法 ■ 佛教の全體性原理 ■ 萬象學  
先哲の苦心に就いて ■ 天地の大道と親心 ■ 知恩報德  
徳 ■ 思想國防 ■ 定價四十五錢

第三輯 ■ 一貫草義 ■ 鑫と文明 ■ 隔處眞の説 ■ 日獨  
文化交渉史の回顧 ■ 農村教育の基礎

第四輯 ■ 日本の文化的責任 ■ 日本の教養と反省 ■  
中觀思想と日本文化 ■ 教育 ■ 我が國數學の進むべき道に就いての一考察

第五輯 ■ 日本哲學の先端 ■ 國史より見たる國民性  
▼近代生活の諷刺 ■ 近世復古思想 ■ 時局と產業  
▼に於ける諷刺の意義 ■ 送刊内地十錢

特編第一編 ■ 日本文藝の特質 ■ 人間社會の哲學的  
理論 ■ 我が國民經濟の特質 ■ 德性としての科學的  
事變と自然科學 ■ 定價九十錢

特編第二編 ■ 我が國の資源に就いて ■ 自然科學者  
の態度 ■ 財政經濟より觀たる支那 ■ 支那佛教及基督教  
二教の交渉 ■ 國家倫理の原理

定價五十五錢

定價四十五錢

送刊内地十錢

日本諸學振興委員會研究報告		定價各冊二十錢 送科共	
教育學、哲學、國語國文學、歷史學、經濟學及哲學 の各學會に於ける研究發表及講演を夫々學會別に篇 を別ち編纂したる書			
第一篇 教育學	定價八十五錢	送科	共
第二篇 哲學	定價一圓	送科内地十錢	
第三篇 國語國文學	定價一四十錢	送科内地十錢	
第四篇 歷史學	定價九十九錢	送科内地十錢	
第五篇 經濟學	定價六十五錢	送科内地十錢	
特輯第一篇 哲學	定價五十錢	送科九錢	
(第一篇第二篇第三篇合冊二十錢)			
學校體操教授要目	定價三十錢	送科	共
青年學校教授及訓練要目(職業科)	定價十五錢	送科	共
青年學校關係法令追錄	定價六十五錢	送科内地十錢	
刷官地地	局報主		
東電編	京內 話九		
市閭內東	市閭 内東		
發行所	印五		
所 所 店	印三		
局報主	印一		
刷官地地	印九		
所 所 店	印〇		
局報主	印〇		
刷官地地	印〇		

販賣所 內全各國閭印局直賣地主要書賣實地官報各刷印局所店



## 露光量違いにより重複撮影

内閣情報報編部

# 週報

八月十三日號

獨ソ關係の變遷

朝鮮の産業開發計畫  
時局と水産業  
事變下の府縣會議員選舉

第一五〇號

昭和十四年八月十三日第一回第三種郵便物認可

（毎週一回水曜日發行）

五錢

内閣印刷局印刷發行

（判LA51格規定國はさ大の書本）

